

**2027年度利用分の申込から、電子申請での受付
とします。以下の流れでご申請ください。**

**※申請前に1ページ目以降のご案内の内容を
ご確認ください。**

【電子申請の流れ】

- ① 7 ページ目の二次元コード（QRコード）を読み取り。
- ② 必要情報（児童名等）をフォームに入力する。

就労証明書等は写真で撮って添付フォームに添付。

※ 7 ページ目の入力手順をご確認いただきながら進
めてください。

※就労証明書は最終ページの就労証明書を会社に記入してもらってください（就労証明書以外の場合は市のHPよりダウンロードしてご準備ください）。

- ③ 申請。

2027年度 豊田市放課後児童クラブ 参加のご案内

◆放課後児童クラブとは

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業です。

◆対象児童・・・小学校1～6年生

「小学校1～4年生」と「支援を要する5、6年生」を優先してご案内するため、以下の取り扱いとします。

区分	受付期間内の申込	受付期間後の申込
小学校1～4年生 支援を要する5、6年生※1	参加可能	長期休業についてキャンセル待ちの可能性あり
小学校5、6年生	長期休業について キャンセル待ちの 可能性あり	長期休業についてキャンセル待ちの可能性あり

※1 療育手帳（A・B判定）の写しもしくは医師の意見書等が必要です。医師の意見書は任意の様式に放課後児童クラブへの参加が必要である旨と必要な期間の記載をしてください。

◆参加要件（詳細は、P2「3 申込みに必要な書類・要件」をご覧ください）

・参加する児童と同一地番内に居住する65歳未満の保護者（父・母・パートナー※・祖父母）が就労等の要件で昼間に児童の保育ができないこと。

※パートナーとは、豊田市のファミリーシップ宣言制度による「宣言証明書」を受け取り、児童を現に監護している人をいう。

◆参加の申込について

1 電子申請にて受付 ※今年度より紙の申込は廃止し、電子にて受付します

（1）受付期間

2026年10月1日（木）～2026年10月31日（土）

※締切り厳守

※受付期間後の申込は、随時受付しますが、上記「対象児童」に記載の取り扱いのとおりキャンセル待ちになる場合があります。

※提出後、市で審査を行い書類に不備がないと確認された時点で正式な受付となります。書類に不備がある場合は不備の解消をお願いさせていただきます。**10月31日（土）までに不備が解消されない場合は受付期間後の申込とみなします。**

（2）申請方法

7ページ目の入力手順の二次元コード（QRコード）より申請。詳細は7ページ目をご確認ください。

（3）問合せ

受付期間	問合せ先	問合せ対応時間
2026年10月1日（木）～10月31日（土） ※締切り厳守 ※受付期間後の申込は、随時受付しますが、上記「対象児童」に記載の取り扱いのとおりキャンセル待ちになる場合があります。	各放課後児童クラブ※	授業終了後～18時の開設時間中
	市役所こども・若者政策課 東庁舎2階 Tel34-6630	9時～16時

※ 具体的な時刻は各放課後児童クラブへお問い合わせください。

◆放課後児童クラブについて

1 開設日・時間

- (1) 学校の授業日(月曜日～金曜日) 授業終了後～午後6時30分
(2) 祝日、振替休日、学校代休日、春・夏・冬休み 午前7時30分～午後6時30分

2 休業日 土・日曜日、5月3日～5日、年末年始(12月29日～1月3日)

3 申込みに必要な書類・要件

※必要書類がすべて揃ってからご申請ください。不足書類がある場合は受付できません

同一地番内に居住する※165歳未満の保護者(父・母・パートナー・祖父母※2)に関する
下表いずれかの提出書類を添付してください。

申 込 要 件	提出書類
保護者が放課後児童クラブ開設時間内に仕事をしている場合 ※育児休業期間中も含む	就労証明書① 農業申立書②
保護者が病気もしくは負傷し、または、心身に障がいがある場合	診断書③※3
保護者が常時介護・看護にあたっている場合	介護申立書④※3
保護者が就労目的で資格等取得のために、専門学校等へ就学している場合	就学申立書⑤
保護者が出産する場合(予定月と前後2か月を含めた5か月間、多胎児の場合は出産月と予定月前2か月と予定月後4か月を含めた7か月間)	出産申立書⑥

※1 「居住」とは住民票上の住所が同一であることを指します(住民票上別世帯でも住所が同じなら「居住」とみなします)。

※2 祖父母等の居住状況が「同一地番の別棟(屋根がつながっていない)に居住している場合」、同一月の異なる名義(父母世帯と祖父母世帯の2名義)の光熱費(電気及びガス、ただしオール電化の場合は電気のみ)の領収書の写しがあれば、祖父母の就労証明等は不要です。また二世帯住宅に居住して玄関・トイレ・台所・居室が別の場合、前述の同一月の異なる名義の光熱費の領収書の写しに加え、住宅図面の写しを提出すれば、祖父母の就労証明書等は提出不要です。

※3 保護者・要介護者が以下の手帳を持っている場合は、市の定める提出書類とともに手帳の写しを提出して下さい。以下の手帳を持っていない場合、医師の証明が必要です。

◎身体障がい者手帳1・2・3級 ◎療育手帳A・B ◎精神障がい者保健福祉手帳
◎介護保険被保険者証(要介護3・4・5)

※ そのほか就労等の状況により提出いただく書類があります(確定申告の写し等)。

※ ②～⑥の書類に関してはこども・若者政策課、各クラブに用意してあります。

また、豊田市役所こども・若者政策課のホームページからダウンロードができます。

※ 申込時点で就労証明書等提出できない場合、参加予定日の1週間前までに就労証明書等の提出がない場合はクラブに参加できません。

4 参加決定通知

2027年1月末までに保護者へ通知します。

※決定通知は申請時に入力したメールアドレス宛に送付します。

※支援体制の確保状況に応じて小学校5、6年生は2027年2月末までの通知となる可能性があります。

※発達上心配がある児童等で、面談の実施の必要がある場合はご利用前に面談を実施し、面談後に通知をお送りします。

5 参加者負担金

月額 5,500円（ただし、8月及び下記期間のみの申込の場合は次のとおり。）

区 分	期 間（予定）	参加者負担金
4月の春休み のみ	2027年 4月 1日（木）～入学式の前日	3,000円
7月の夏休み のみ	2027年 7月21日（水）～2027年 7月30日（金）	4,000円
8月	2027年 8月 2日（月）～2027年 8月31日（火）	8,000円
12月の冬休み のみ	2027年12月24日（金）～2027年12月28日（火）	1,000円
1月の冬休み のみ	2028年 1月 4日（火）～2028年 1月 6日（木）	1,000円
3月の春休み のみ	2028年 3月27日（月）～2028年 3月31日（金）	3,000円

- ※ 参加者負担金の日割りは原則行っておりません。災害や感染症などによる閉設の場合も同様です。
- ※ 参加を取りやめる場合はコドモンアプリの欠席申請だけでなく、参加を取りやめる月の前月末日までに「放課後児童クラブ参加月変更届」にて申請してください。期限までに「放課後児童クラブ参加月変更届」の申請がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付していただきます。
- ※ 就学援助（要保護・準要保護）に認定された世帯は、認定日の属する月以降の負担金が免除となります。就学援助の詳しい内容は通学している小学校にお問い合わせください。
- ※ 参加者負担金は口座振替により納めていただきます。口座登録用紙を受け取ったら速やかに手続きをお願いします。申込年度以前に口座登録している場合は手続き不要なため、口座登録用紙はお渡ししません。登録内容の変更を希望する場合は、こども・若者政策課にお問い合わせください。

6 申込み留意事項

- (1) 適正管理のために保護者の就労実態等を確認させていただくことがあります。収入明細等関係書類の保管をお願いします。申込書等に虚偽の内容があった場合は、年度途中でも参加の決定を取り消します。
- (2) 参加希望児童の兄弟姉妹を含め、参加者負担金に未納がある場合は、放課後児童クラブへの児童の参加ができません。未納分の参加者負担金を速やかにお支払いください。
- (3) 参加者負担金に未納がある場合は、申出書に基づき児童手当から徴収を行います。
- (4) 年度途中の参加申込みは、申込日から1週間後以降の参加となります。ただし、発達上心配なことがある児童等で面談を行い補助支援員の確保が必要になった場合は準備を整えるのにさらに時間がかかる場合があります。ご了承ください。
また、申請日時点で参加児童が一人もいない放課後児童クラブについては、支援員等の確保ができ次第ご案内させていただきますので参加できるまでに時間がかかります。ご了承ください。
- (5) 児童に病気やアレルギー、発達上心配なことがある場合は、申込の所定の欄にできるだけ詳しく記入してください。事前に支援員またはこども・若者政策課に直接ご相談いただいても結構です。児童への適切な支援を行うために面談を行い、補助支援員の確保等準備を整えた上での参加になります。状況に応じて、児童に適した支援のアドバイスをさせていただきます場合があります。
- (6) 当初の参加申込受付後も随時受付しますが、長期休業等で定員に達しているクラブの参加を希望する場合は、キャンセル待ちとし、長期休業期間が始まる前月の末日から2週間前時点（予定）での空き状況を確認し、ご案内できる方には、決定通知をお送りします。
- (7) 放課後児童クラブの参加中に世帯構成、参加要件等に変更があった場合は、直ちに「放課後児童クラブ参加申込内容変更届」にて申請してください。
 - ◇住所・電話番号の変更、保護者の変更、仕事の転職・退職・休職、緊急連絡先の変更、祖父母との同居・別居等は放課後児童クラブの参加要件の変更になります。
 - ◇就業等に変更が生じて参加要件に該当しなくなった場合は参加できません。放課後児童クラブの趣旨を理解いただき、家庭での保育をお願いします。

7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて

豊田市では、G I G Aスクール構想に伴い、市立小学校で学習用タブレットを児童一人一人に配布し、授業をはじめとする学習に活用しています。放課後児童クラブでは、従来から活動時間内において、学校の課題等に取り組む時間を設定しているところもあります。学習用タブレットは、家庭学習にも利用しているため、放課後児童クラブにおいても学習用タブレットを用いた学習を行うことができる環境を整えています。

次の(1)～(3)は豊田市教育委員会が定めたルールの下で、放課後児童クラブにおいて学習用タブレットを使用するに当たって特に遵守すべきルールを定めるものです。

(1) 全般

- ア 豊田市教育委員会が定めた「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」と「学習用タブレット 使い方ハンドブック」に従い、使い方や使うときのルールを守ってください。
- イ 学習用タブレットの利用にあたっては、お子様と一緒に利用方法をよく確認していただき、各ご家庭の責任で放課後児童クラブにお持ちください（詳細は7(2)、(3)参照）。

(2) 特に、放課後児童クラブで使うときに注意すること

ア 管理ルール

- (ア) 学習用タブレットを使用するための出し入れ・使用開始～終了・かばん等の収納といった一連の流れについて、放課後児童クラブ支援員による指示や決められた時間・場所で行ってください（児童が自由に出し入れしたり、使用したりすることはできません）。
- (イ) パスコード・パスワードなどの特定の個人情報放課後児童クラブでは管理できませんので、児童自身が管理してください。
- (ウ) かばん等からの出し入れ及び学習用タブレットの操作は児童自身が行ってください。
- (エ) 学習用タブレットが入ったかばんは床には置かず、ランドセル、ロッカー等に入れて保管してください。

イ 使用ルール

- (ア) 放課後児童クラブの支援員は学習用タブレットの操作方法や学習内容等について質問されても答えることはありません。また、支援員が操作することもできません。
- (イ) 放課後児童クラブでは充電はできません。

(3) 放課後児童クラブで破損があったときのルール

放課後児童クラブで破損があった場合、放課後児童クラブでは責任を負いかねます。「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」、「学習用タブレット 使い方ハンドブック」、「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に決められた使用方法を守らずに学習用タブレットに破損があった場合、修理や代替品費用など、保護者負担となります。他の児童の学習用タブレットを破損した場合も、同様に学習用タブレットを破損した児童の保護者負担となる場合があります。そのため、学習用タブレット保険等に参加していただき、使用していただきますようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブ活動時間外や放課後児童クラブに起因しない破損等及び放課後児童クラブでの破損等が明らかでない場合については、保護者各自で直接、学校へご連絡ください。

以上をご了承の上、放課後児童クラブで学習用タブレットをご利用いただくようお願いいたします。

《承諾・同意事項》

以下の内容をご確認いただき、すべての事項に承諾・同意していただける場合にお申し込みください。

(1)承諾事項

- ① 放課後児童クラブの参加者負担金は決められた期限までに必ず納めること。
- ② 参加を取りやめる場合は参加を取りやめる月の前月末日までに「放課後児童クラブ参加月変更届」にて申請すること。期限までに「放課後児童クラブ参加月変更届」の申請がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付すること。
- ③ 放課後児童クラブの終了時刻(午後6時30分)までには、必ず迎えに来ること。
- ④ 出欠席、連絡事項は必ず支援員に連絡し、無断欠席しないこと。
- ⑤ 仕事が終わった後は、直ちに児童のお迎えに来ること。
- ⑥ 送迎は保護者の責任のもとで必ず時間内に行うこと(中学生以下の兄弟の送迎は認めませんが、保護者以外が送迎を行う場合は事前にクラブに連絡をしてください。また学期中に限り学校の許可のもと、保護者の責任で小学生の兄・姉の集団下校時に一緒に帰宅することは認めています。)
- ⑦ 自然災害などの緊急事態や感染症発症等が生じた場合、児童が大きなけがをしたり体調を崩したりした場合は、直ちに迎えにくること。また緊急連絡先は確実に連絡がとれる番号をクラブに知らせること。
- ⑧ 申込時に就労証明書等を提出できない場合(申込後に、申込要件から外れた場合も含む)、参加予定日の1週間前までに就労証明書等を必ず提出すること。期日までに提出がなければクラブには参加しないこと。

申込以降に参加予定日に変更が生じた場合は、参加予定月の前月の末日までに「放課後児童クラブ参加月変更届」にて申請すること。

(2)同意事項

- ① 参加者負担金算定のため、豊田市教育委員会が保有する就学援助の資料を閲覧すること。
- ② 必要な支援体制の確保のため、入学前に、通園している(していた)こども園・認定こども園等が保有する個別支援計画の写しの提供を受けることに同意するとともに、入学後は、学校、医療、福祉等の関係機関と必要最小限の範囲で情報を共有し、保護者の同意のもと連携して支援を行うこと。
- ③ 放課後児童クラブにおける学習用タブレット利用について
 - ・P4「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に従い、ルールを守ること。
 - ・豊田市教育委員会が定めた「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」と「学習用タブレット 使い方ハンドブック」に従い、使い方や使うときのルールを守ること。
 - ・放課後児童クラブで活動中に、「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」、「学習用タブレット 使い方ハンドブック」、P4「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に決められた使用方法を守らずに学習用タブレットに破損があった場合、修理費等を負担すること。
- ④ けがや事故防止のため、児童が支援員の指示に従い、クラブのきまりを守ること。

放課後児童クラブ一覧

2026年10月現在

＜拳母(朝日丘・浄水中学校区を除く)地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	102	朝日	いちご	31-2880	6	144	平和	コスモス	28-0288
2	110	梅坪	プラムハウス	31-6230	7	145	前山	前山キッズ	24-0034
3	117	小清水	どんぐり学級	31-1299	8	146	美山	みやまっこ	24-1009
4	120	拳母	どんぐり	31-1335	9	147	元城	ひまわり学級	31-0354
5	128	土橋	グリーンランド	24-2008	10	149	山之手	とらぐみ	24-0068

＜拳母(朝日丘中学校区)地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	121	衣丘	さくらんぼ	31-0173	3	136	根川	根川っ子クラブ	31-2027
2	131	童子山	わらべっ子	31-0575					

＜拳母(浄水中学校区)地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	123	浄水	ふぁみりいクラブ	45-4597	2	181	浄水北	紙ひこうき	45-0033

＜高橋・松平地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	103	市木	わかば教室	80-0201	9	130	寺部	あいあい	80-2029
2	104	五ヶ丘	すくすくルーム	80-1025	10	132	豊松	豊松っ子クラブ	58-5805
3	105	五ヶ丘東	にこにこ	80-0217	11	137	野見	のみっこ	80-1127
4	108	岩倉	たけの子クラブ	58-0185	12	140	東山	いずみ学級	80-1015
5	115	九久平	みどりっ子	58-5022	13	141	平井	山びこクラブ	80-0234
6	116	幸海	こだまクラブ	58-1153	14	142	広川台	すずらん	80-2031
7	118	古瀬間	なかよし教室	80-0623	15	148	矢並	あおぞら	80-1180
8	126	滝脇	しじゅうからっこ	58-4066					

＜上郷・高岡地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	109	畝部	あすなろ学級	21-0899	6	127	竹村	くれよんハウス	52-1533
2	112	大林	なかよし	24-3017	7	129	堤	ふれあい	52-1184
3	119	駒場	ちえのわ	57-0031	8	150	若園	ゆうゆうクラブ	52-3360
4	124	寿恵野	のびのび	24-5190	9	151	若林西	ほたる	52-0661
5	125	高嶺	わいわいくらぶ	21-1015	10	152	若林東	つばめクラブ	52-1226

＜猿投・保見・石野地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	101	青木	青木子どもクラブ	44-0674	7	122	四郷	たんぽぽ	45-0798
2	106	井上	スマイル	45-8676	8	133	中金	なんざんクラブ	42-1230
3	107	伊保	せんだん	48-1016	9	134	西広瀬	あゆっこ	42-1332
4	111	大畑	おおばたっ子	48-7455	10	135	西保見	ハーモニー	48-2032
5	113	加納	なかま学級	45-2568	11	138	東広瀬	おひさまクラブ	42-1220
6	114	上鷹見	ささゆりクラブ	41-2011	12	139	東保見	パレットハウス	48-0120

＜藤岡・足助・下山・小原・旭地区＞

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	153	飯野	藤岡中央児童クラブ	76-2744	11	166	萩野	あすっ子クラブ	62-0306
2	154	石畳	藤岡北部児童クラブ	76-0673	12	167	冷田	うりぼたる	63-2620
3	155	中山	藤岡南部児童クラブ	76-1141	13	168	御蔵	まるっこクラブ	64-2350
4	156	御作	ふじっ子クラブ	76-0076	14	169	明和	あかだわクラブ	67-2350
5	159	本城	おばらっ子クラブ	65-1511	15	171	大沼	大沼クラブ	90-2121
6	160	足助	あすっ子クラブ	62-0306	16	174	花山	花山クラブ	90-4600
7	161	追分	なかよしクラブ	62-4646	17	176	小渡	コッキーズ	68-3520
8	162	大蔵	にじいろクラブ	64-2277	18	177	敷島	キラキラ	68-2011
9	164	新盛	げんきっこ	67-2366	19	180	巴ヶ丘	ともえクラブ	90-2525
10	165	則定	よつばクラブ	63-2030					

2027年度豊田市放課後児童クラブ 電子申請 入力手順

- ・「2027年度豊田市放課後児童クラブ参加のご案内」をよくお読みのうえ、お申し込みください。
- ・児童ごとに申込が必要です。
※きょうだいがいる場合は一人ずつ申込が必要です。
- ・毎年度申込が必要です。
- ・一時保存はできませんのでご注意ください。

1

手順1-① ログイン



1. 以下の二次元コード
(QRコード) を読み取り



https://409be838.form.kintoneapp.com/waiting/?_formCode=d9031ac6599b9cda0d7397cd1021be0e76dc9f30a5d13f34c99b49f932645eb1

2. メールアドレスでログイン
保護者のメールアドレス
を入力

2

手順1-② ログイン

kowaka@city.toyota.aichi.jp 様

トヨタモ kintone連携サービスへのログインのリクエストを受け付けました。
以下のボタンからログインしてください。

トヨタモ kintone連携サービス にログイン

1. メールアドレスに届いた
「【トヨタモkintone連携サービス】
ログイン用メール」からログインし
てください。

ご不明点がございましたら下記までお問い合わせください。

[お問い合わせフォーム](#)

今後とも、トヨタモ kintone連携サービスをよろしくお願い申し上げます。

※本メールにお心当たりのない場合は、破棄していただきますようお願いいたします。

※本メールは送信専用アドレスよりお送りしており、ご返信いただいてもご回答できませんので、
あらかじめご了承ください。

3

手順2-① 確認事項チェック

2027年度 放課後児童クラブ参加申込書

言語

日本語

メールアドレス

kowaka@city.toyota.aichi.jp

2027年度（令和9年度）申込でお間違いないですか。*

選択

同一児童で2回申し込んでいませんか？ 誤った内容で申請した場合も、やり直し（同一児童で複数回申請）は絶対にしないでください。こども・若者政策課（0565-34-6630）までご連絡ください。

選択

「2027年度豊田市放課後児童クラブ参加のご案内」のP5の《承諾・同意事項》のすべての事項に承諾・同意していただけますか。*

選択

・2027年度（2027年4月1日～
2028年3月31日）に参加したい方の
申込フォームです。
・2026年度までの申込は「2026年
度放課後児童クラブ参加申込書」を紙
でクラブか市役所（こども・若者政策
課）に提出してください。

4

手順2-② 「1 保護者」入力

1 保護者

申請日 * 2026-06 郵便番号 * 1 0 0 - 0 0 0 0

住所(町名まで) * 住所(番地以降) *

保護者氏名フリガナ 例: トヨタ タロ ウ 保護者氏名 例: 豊田 太郎 生年月日 * 年-月-日 自宅電話 例: 0565-11-1111 携帯電話 例: 080-1111-1111

引越しを予定している場合で引越し先の学区や住所がわかっている場合は、引越し先の内容で記入し、住民票の手続きが終わったタイミングでこども・若者政策課にご連絡ください。また、転居予定日を記入してください。

【記入例】

3丁目60番地(令和●年●月転居予定)

5

手順2-③ 「2 本人(児童)」入力

2 本人(児童)

児童氏名フリガナ 例: トヨタ イチロ ウ 児童氏名 例: 豊田 一郎 性別 * 選択 生年月日 * 年-月-日 小学校名 * 選択

参加クラブの小学校名 2027年度の学年 選択 選択

参加するクラブの小学校名を選択してください。

・在籍小学校を選択してください。
・豊田市外(三好特別支援学校等)の場合はその他を選択してください。

6

手順 2 -③ 「2 本人（児童）」入力

2 本人（児童）

児童氏名フリ ガナ 例：ト ヨタ イチロ ウ	児童氏名 例：豊田 一 郎	性別 選択	生年月日 年-月-日	小学校名 選択
参加クラブの 小学校名 選択	2027年度の学 年 5 年	支援を要する 5、6 年生として申込み場合、療 育手帳（A・B判定）の写しもしくは医師の意見 書が必要です。 支援を要する		療育手帳（A・B判定） の写しもしくは医師の意 見書 ファイルを選 択 最大 10MB

支援を要する5、6年生として申込み場合は療育手帳（A・B判定）、もしくは医師の意見書（※任意の様式に放課後児童クラブへの参加が必要である旨と必要な期間の記載をしてください）を添付してください。

7

手順 2 -④ 「3 クラブ参加希望月」入力

3 クラブ参加希望月

4月春休み 選択	4月学期中 選択	5月学期中 選択	6月学期中 選択	7月学期中 選択	7月夏休み 選択
8月夏休み 選択	9月学期中 選択	10月学期中 選択	11月学期中 選択	12月学期中 選択	12月冬休み 選択
1月冬休み 選択	1月学期中 選択	2月学期中 選択	3月学期中 選択	3月春休み 選択	

参加する月は「○」
参加しない月は「×」
を選択してください。

8

手順 2 -⑤ 「4 緊急連絡先」 入力

4 緊急連絡先（1人しかいない場合は同じ内容を2回入力）

氏名 *	続柄 *	職場の電話番号 例：0565-11-1111	固定・携帯電話 例：080-1111-1111 *
	選択		
	選択		

仕事でも連絡可能な番号を記入してください。

9

手順 2 -⑥ 「5 児童の状況等」 入力

5 児童の状況等

病気 *	病名等（具体的に） *	通院先 *
該当あり		
アレルギー *	内容（具体的に） *	対処法 *
該当あり		選択
診断名・障がい名 *	診断名・障がい名（具体的に） *	通院先 *
該当あり		
手帳所持 *	手帳名 *	判定、級（） *
該当あり（取得…）	選択	

適切な支援に繋げるため、クラブに初めて参加するお子さまで、下記のいずれかの項目で「該当あり」や、「保育上特に希望すること」で記載があった場合に、クラブ参加前に面談のお願いの連絡をする場合があります。

<項目>

- ・病気
- ・アレルギー
- ・診断名・障がい名
- ・手帳所持
- ・特別支援学級在籍
- ・福祉サービス等の利用

10

手順 2 -⑦ 「6 児童手当に係る放課後児童クラブ 参加者負担金の徴収等に関する申出書」 入力

6 児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収等に関する申出書

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、豊田市長から支給を受ける児童手当の額から、放課後児童クラブ参加者負担金未納分につき、市が必要と認める額を当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から放課後児童クラブ参加者負担金の支払に充てるものとします。

※ 充当の対象となる金額は、子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当てが対象となります。

父氏名（同居していない場合は入力） *

母氏名（同居していない場合は入力） *

説明を読み、同意の場合父母氏名を入力してください。

11

手順 2 -⑧ 「7 家族情報」 入力

7 家族情報

同一地番内に65歳未満

の父がいますか

父氏名 *

父年齢（参加

予定時点）

父の提出書類 *

選択

- ・就労証明書（会社員、パート、派遣など）
- ・就労証明書（自営業、個人事業主、法人代表など）
- ・就労証明書以外
- ・後日提出（求職中など）

同一地番内に65歳未満

の母がいますか

同一地番内に65歳未満

の祖父がいますか

「同一地番内」とは住民票上の住所が同一であることを指します。（住民票上別世帯でも住所が同じなら「同一地番内に居住」とみなします。）

※豊田市住民基本台帳の情報を確認させていただきます。

12

手順 2 -⑧ 「7 家族情報」 入力

3. 就労証明書以外の場合

父の提出書類 *

選択

- ・就労証明書（会社員、パート、派遣など）
- ・就労証明書（自営業、個人事業主、法人代表など）
- ・就労証明書以外
- ・後日提出（求職中など）

「診断書」「介護申立書」「就学申立書」「出産申立書」など就労証明書以外の書類に関しては、各クラブかこども・若者政策課に用意してあります。
また、豊田市役所こども・若者政策課のホームページからダウンロードできます。

15

手順 2 -⑧ 「7 家族情報」 入力

4. 後日提出（求職中など）

父の提出書類 *

選択

- ・就労証明書（会社員、パート、派遣など）
- ・就労証明書（自営業、個人事業主、法人代表など）
- ・就労証明書以外
- ・後日提出（求職中など）

・申込時に就労証明書等を提出できない場合（申込後に、申込要件から外れた場合も含む）、参加予定日の1週間前までに就労証明書等を必ず提出してください。期日までに提出がなければクラブには参加できません。

・申込以降に参加予定日に変更が生じた場合は、参加予定月の前月の末日までに「放課後児童クラブ参加月変更届」にて申請してください。

申込内容変更届
（就労証明書の提出等） ↓

参加月変更届 ↓



16

手順 2 -⑧ 「7 家族情報」 入力

5. 祖父母について

参加予定時点で65歳未満の祖父母が同一地番内にいる場合、就労証明書等の提出が必要です。

【祖父母等の居住状況が「同一地番の別棟(屋根がつながっていない)に居住している場合」】
同一月の異なる名義(父母世帯と祖父母世帯の2名義)の光熱費(電気及びガス、ただしオール電化の場合は電気のみ)の領収書の写しがあれば、祖父母の就労証明等は不要です。

【二世帯住宅に居住して玄関・トイレ・台所・居室が別の場合】
前述の同一月の異なる名義の光熱費の領収書の写しに加え、住宅図面の写しを提出すれば、祖父母の就労証明書等は提出不要です。

上記の場合「就労証明書以外」を選択して必要書類を添付してください。

17

手順 2 -⑧ 「7 家族情報」 入力

6. 児童本人、65歳未満の父母祖父母以外について

同一地番内に「児童本人、65歳未満の父母祖父母」以外がいれば全員分入力してください(人数の追加は+をクリックしてください)。

上記以外(おじやおばなど)が同一地番内に
いれば全員分入力してください。
提出書類はありません。



すべて記入ができたなら「確認」を選択してください。

18

手順3 申請内容の確認

いない

同一世帯内に65歳未満の
祖父がいますか

いない

同一世帯内に65歳未満の
祖母がいますか

いない

同一世帯内に65歳未満の
パートナーがいますか

いない

同一世帯内に「児童本人、65歳未満の父母祖父母」以外がいれば全員分入力してください。

氏名	性別	生年（西暦で入力）
	未選択	

戻る 回答

申請内容を最終確認し、間違いがなければ「回答」を選択してください。

19

手順4 申請受け付け画面～終わり～

2027年度 放課後児童クラブ参加申込書



この画面になったら申請は受け付けされました。ログイン時に入力してメールアドレスに下記件名のメールが届いているかご確認ください、内容をご確認ください。

<メール件名>
【2027年度 放課後児童クラブ参加申込申請受け付けのお知らせ(完了ではありません)】

20

就労証明書（放課後児童クラブ用）

裏面の記入例を参考にご記入ください。

① 保護者記入欄	就労者	氏 名			
	児童	氏名	小学校名	学年	児童と就労者との続柄
			小学校	年生	父・母・祖父・祖母・ その他（ ）
				年生	
		年生			

② 事業所記入欄	1 就労開始（予定）日		年 月 日から就労している（就労予定である）			
	2 雇用形態		□正 規 □派 遣 □臨時・パート □その他（ ）			
			□自営 ※自営（就労者と【証明者】の代表者が同一の場合） → 添付書類が必要です（確定申告書の写し、開業届、源泉徴収票等）			
	3 勤務状況	日 数	1 か月平均 日			
		就労時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
		就労曜日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日			
	4 主な就労場所	勤務先の名称				
		所 在 地				
		電 話 番 号				
	5 過去3か月の勤務実績 ※有給も実績に含む	月 日間勤務		月 日間勤務	月 日間勤務	
6 育休、産休・病休等の 取得（予定）年月日	□育休 □産休 □病休 □その他（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日					
7 復職（予定）年月日	年 月 日					
上記の者の就労について相違ないことを証明します。 【証明者】 証 明 日 西暦 年 月 日 所 在 地 事 業 所 名 代表者氏名 担当者氏名 電 話						

《保護者の方へ》

- ※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、保護者自身で上記内容をすべて記入し、以下の書類を添付してください。
・個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し
・法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し
- ※ こども園やその他企業の様式で提出する場合は、就労証明書（放課後児童クラブ用）の①に記入の上
任意の就労証明書に②の内容を記入の上ご提出ください。
- ※ 就労証明書を提出する際の有効期限は証明日が概ね半年以内のものに限ります。
- ※ 適正管理のために就労実態を事業所に確認する場合がありますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。
必要に応じて収入明細等の提出を求めることがありますので関係書類の保管をお願いいたします。
また、証明書に押印の必要はありませんが、事業所が記入した場合その内容を保護者自身が訂正することはできません。
- ※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。
- ※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。

記入例

事業所代表者様
放課後児童クラブは、就労などにより保護者が居間家庭にいない児童を対象に授業が終了した放課後に生活の場を確保し、児童の健全育成を行う事業です。このため児童の家庭状況を把握する必要があり、当証明書はそのためのものです。ご記入のほどよろしくお願いいたします。
豊田市役所 こども・若者政策課（0565）34-6630

①保護者記入欄	就労者	氏 名 豊田 太郎				
	児童	氏名	小学校名	学年	児童と就労者との続柄	
		豊田 一郎	〇〇 小学校	1 年生	父・母・祖父・祖母・その他（ 〇	
		豊田 二郎		2 年生		
				年生		
②事業所記入欄	1 就労開始（予定）日		2000 年 4 月 1 日から就労している（就労予定である）			
	2 雇 用 形 態		☐ 正 規 ☐ 派 遣 ☒ 臨時・パート ☐ その他（ ） ☐ 自営 → 自営の場合書類を添付してください（確定申告書の写し、開業届、源泉徴収票等）			
	3 勤務状況	日 数	1か月平均 20 日			
		就労時間	午前・午後 9 時 00 分～午前 午後 5 時 00 分			
		就労曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日			
	4 主 な 就 労 場 所	勤務先の名称	株式会社 〇〇〇商事			
		所在地	豊田市西町3-××			
		電話番号	(0565)-12-34××			
	5 過去3か月の勤務実績 ※有給も実績に含む		7 月 2 1 日間勤務 8 月 2 2日間勤務 9 月 1 7日間勤務			
	6 育休・産休・病休等の取得（予定）年月日		☐ 育休 年 ☐ 産休 月 ☐ 病休 日 ～ ☐ その他（ 年 月 ） 日			
7 復職（予定）年月日		年 月 日				
上記の者の就労について相違ないことを証明します。 【証明者】 証 明 日 西暦 ×××× 年 10 月 1 日 所 在 地 豊田市西町3-×× 事 業 所 名 株式会社 〇〇〇商事 代表者氏名 愛知 太郎 担当者氏名 三河 次郎 電 話 (0565) 12-34××						

※保護者の方がご記入ください。

※証明者（事業所等）の方が記入してください。
※内容を訂正する場合は修正テープ等利用せず二重線で消してください。訂正印は不要です。

※勤務時間が一定でない場合、主たる時間帯でご記入ください。
※常時残業を行う場合や休憩時間なども含めご記入ください。
※証明時点でまだ雇用されていない場合は、予定でご記入ください。

※派遣社員等で、勤務場所が証明する事業所と異なる場合は、この欄に派遣先の事業所をご記入ください。

※育休・産休・病休等は実績に含めずご記入ください。
証明日時点でまだ雇用されていない場合は記入不要です。
雇用後3か月経過していない場合記入可能な月までご記入ください。

※申込書提出時に育休・産休・病休等の取得中、取得予定の方はご記入ください。

※申込書提出時に育休・産休・病休等からの復職（予定）年月日が明らかな場合ご記入ください。

※押印の必要はありませんが、事業所が記入した部分を保護者自身が訂正することはできません。
※適正管理のために就労状況等について会社（学校等）に確認させていただくことがあります。
※自営業の方は、保護者本人が証明者としてご記入ください。

就労証明書（放課後児童クラブ用）

裏面の記入例を参考にご記入ください。

① 保護者記入欄	就労者	氏 名			
	児童	氏名	小学校名	学年	児童と就労者との続柄
			小学校	年生	父・母・祖父・祖母・ その他（ ）
				年生	
		年生			

② 事業所記入欄	1 就労開始（予定）日		年 月 日から就労している（就労予定である）			
	2 雇用形態		□正 規 □派 遣 □臨時・パート □その他（ ）			
			□自営 ※自営（就労者と【証明者】の代表者が同一の場合） → 添付書類が必要です（確定申告書の写し、開業届、源泉徴収票等）			
	3 勤務状況	日 数	1 か月平均 日			
		就労時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
		就労曜日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日			
	4 主な就労場所	勤務先の名称				
		所 在 地				
		電 話 番 号				
	5 過去3か月の勤務実績 ※有給も実績に含む	月 日間勤務		月 日間勤務	月 日間勤務	
6 育休、産休・病休等の 取得（予定）年月日	□育休 □産休 □病休 □その他（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日					
7 復職（予定）年月日	年 月 日					
上記の者の就労について相違ないことを証明します。 【証明者】 証 明 日 西暦 年 月 日 所 在 地 事 業 所 名 代表者氏名 担当者氏名 電 話						

《保護者の方へ》

- ※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、保護者自身で上記内容をすべて記入し、以下の書類を添付してください。
・個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し
・法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し
- ※ こども園やその他企業の様式で提出する場合は、就労証明書（放課後児童クラブ用）の①に記入の上
任意の就労証明書に②の内容を記入の上ご提出ください。
- ※ 就労証明書を提出する際の有効期限は証明日が概ね半年以内のものに限ります。
- ※ 適正管理のために就労実態を事業所に確認する場合がありますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。
必要に応じて収入明細等の提出を求めることがありますので関係書類の保管をお願いいたします。
また、証明書に押印の必要はありませんが、事業所が記入した場合その内容を保護者自身が訂正することはできません。
- ※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。
- ※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。

記入例

事業所代表者様
放課後児童クラブは、就労などにより保護者が居間家庭にいない児童を対象に授業が終了した放課後に生活の場を確保し、児童の健全育成を行う事業です。このため児童の家庭状況を把握する必要があり、当証明書はそのためのものです。ご記入のほどよろしくお願いいたします。
豊田市役所 こども・若者政策課（0565）34-6630

①保護者記入欄	就労者	氏 名 豊田 太郎				
	児童	氏名	小学校名	学年	児童と就労者との続柄	
		豊田 一郎	〇〇 小学校	1 年生	父・母・祖父・祖母・その他（ 〇	
		豊田 二郎		2 年生		
				年生		

②事業所記入欄	1 就労開始（予定）日		2000 年 4 月 1 日から就労している（就労予定である）				
	2 雇 用 形 態		☐ 正 規 ☐ 派 遣 ☒ 臨時・パート ☐ その他（ ） ☐ 自営 → 自営の場合書類を添付してください（確定申告書の写し、開業届、源泉徴収票等）				
	3 勤務状況	日 数	1か月平均 20 日				
		就労時間	午前・午後 9 時 00 分～午前 午後 5 時 00 分				
		就労曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日				
	4 主 な 就 労 場 所	勤務先の名称	株式会社 〇〇〇商事				
		所在地	豊田市西町3-××				
		電話番号	(0565)-12-34××				
	5 過去3か月の勤務実績 ※有給も実績に含む		7 月 2 1 日間勤務 8 月 2 2日間勤務 9 月 1 7日間勤務				
	6 育休・産休・病休等の取得（予定）年月日		☐ 育休 年 ☐ 産休 月 ☐ 病休 日 ～ ☐ その他（ 年 月 ） 日				
7 復職（予定）年月日		年 月 日					
上記の者の就労について相違ないことを証明します。 【証明者】 証 明 日 西暦 ×××× 年 10 月 1 日 所 在 地 豊田市西町3-×× 事 業 所 名 株式会社 〇〇〇商事 代表者氏名 愛知 太郎 担当者氏名 三河 次郎 電 話 (0565) 12-34××							

※保護者の方がご記入ください。

※証明者（事業所等）の方が記入してください。
※内容を訂正する場合は修正テープ等利用せず二重線で消してください。訂正印は不要です。

※勤務時間が一定でない場合、主たる時間帯でご記入ください。
※常時残業を行う場合や休憩時間なども含めご記入ください。
※証明時点でまだ雇用されていない場合は、予定でご記入ください。

※派遣社員等で、勤務場所が証明する事業所と異なる場合は、この欄に派遣先の事業所をご記入ください。

※育休・産休・病休等は実績に含めずご記入ください。
証明日時点でまだ雇用されていない場合は記入不要です。
雇用後3か月経過していない場合記入可能な月までご記入ください。

※申込書提出時に育休・産休・病休等の取得中、取得予定の方はご記入ください。

※申込書提出時に育休・産休・病休等からの復職（予定）年月日が明らかな場合ご記入ください。

※押印の必要はありませんが、事業所が記入した部分を保護者自身が訂正することはできません。
※適正管理のために就労状況等について会社（学校等）に確認させていただくことがあります。
※自営業の方は、保護者本人が証明者としてご記入ください。